

第Ⅶ期一般事業主行動計画

令和 7 年 3 月 27 日総長裁定

1. 計画期間等

(1) 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間とする。

(2) 計画の見直し

行動計画は、期間中における人事制度の改正等に応じて弾力的に変更できるものとする。

2. 行動計画に掲げる目標及び対策について

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

- 1) 妊産婦である女性職員に対する支援制度の周知
- 2) 男性職員が利用できる子育て支援制度の周知
- 3) 男性職員の育児休業等取得率 30%以上を目指し、これを促進する。
- 4) 学内に設置済みの札幌市認可保育園「子どもの園保育園」及び学内保育所「ともに」「ポプラ」による子育て支援

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

- 1) 平均時間外労働時間数について、令和 5 年度比 5%削減を目指し、時間外労働の縮減を図る。
- 2) 年次有給休暇の取得促進

(3) その他次世代育成支援対策

子育て支援に係る利用状況等の調査・研究及び改善策の実施

- 1) 計画期間中において、現在の支援制度の利用状況等を調査・研究するとともに、支援制度についての要望を募り、その結果を支援制度に反映することにより、改善及び充実を図る。
- 2) 実施可能な支援策は速やかに導入する等、より実効性の高い制度とするよう努力する。

(4) 対策の実施時期

令和 7 年 4 月 1 日